

日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託仕様書

1. 業務名

日本遺産を活用した観光コンテンツ強化事業委託

2. 業務の目的

海女文化が「見る・食べる」という単なる食・漁業体験として消費され、その背景にある伊勢神宮へのアワビ奉納や伊雑宮への信仰・海上安全の祈りといった深い精神性に代表される「日本遺産ストーリーの本質的価値」が伝わっていない課題を解決する。歴史文化への関心や環境意識が高い、主に欧米からの高付加価値旅行者の知的好奇心に響く形でストーリーを再構成し、文化体験商品の揺るぎない土台を構築することで、旅行商品の造成と欧米向けの販売体制の構築に繋げる。これにより、旅行者満足度の向上、地域内消費の拡大、および海女文化の継承に資する持続可能な収益循環の形成を目的とする。

3. 業務期間

契約日から令和8年12月28日

4. 履行場所

志摩市 地内

5. 業務内容

本業務は、業務の目的を達成するため、日本遺産「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩」の志摩市構成文化財を核に、以下の業務を行う。

(1) 日本遺産のストーリーの深掘りと体系化

- ・海女漁、伊勢神宮へのアワビ奉納、伊雑宮、神饌、祈り、漁村景観等をつなぐ日本遺産ストーリーを深く掘り下げ、欧米市場からの高付加価値旅行者に響きやすい「祈りと海の文化」としての世界観を構築する。
- ・文化財関係者、現役の海女・漁業関係者、有識者（大学等）へのヒアリングや監修を通じ、解説内容の正確性と真正性を確保した「海女文化ストーリーコンセプトブック」を作成する。

(2) 高付加価値体験消費商品3本の造成

- ・再編集したストーリーを基に、以下の少人数・完全予約制の高付加価値商品3本を造成する。
 - ①伊雑宮周辺の探訪と海女の精神文化の歴史を巡る特別体験
 - ②漁村景観散策と素潜り漁の解説、海洋保全への理解を深める体験

③海女小屋等を活用した特別な演出の中で海の恵みを味わう食体験

- ・各商品について、特別な演出やサービス水準を定義した商品タリフ（料金表）を策定する。
- ・商品の販売・催行に伴う収益の一部を、海女文化の継承や海洋保全活動等（稚貝放流や密漁防止パトロール、海女小屋の修繕等）の地域文化資源保全に還元・充当する「持続可能な収益循環モデル」の実現を目指し、料金設定に保全協力金を組み込む等の検討を行うこと。併せて、地域連携体制内において、文化資源の保全に充てる経費の負担・徴収方法等の仕組みの検討と整備を発注者および関係団体等と協議し、連携して進めること。

(3) 販売・受入基盤の整備

- ・多言語対応ガイド台本・解説ルールの作成：
ストーリーの真正性を損なわず、欧米富裕層の知的好奇心に応えられる英語ガイド用のスクリプトと現場対応ルールを策定する。
- ・旅行会社・DMC 向け販売資料（B2B プロモーションキット）の整備：
高品質な写真も含めた、販売条件を明記した英語タリフ（料金表）およびセールシート（案内資料）を作成する。
- ・現地受入マニュアルの作成：
海女小屋や地域関係者が高付加価値層に求められるサービス水準を提供し、スムーズに連携するためのマニュアルを整備・共有する。

(4) FAM ツアー・商談・販売体制構築

- ・欧米富裕層向け DMC・旅行会社を招請し、造成した商品を含む「FAM ツアー」を 1 回実施し、商品のブラッシュアップを行う。
- ・FAM ツアー参加 DMC や有力旅行会社を対象に、整備した英語タリフ・販売資料を用いた B2B 商談を 5 件以上実施し、次年度以降の販売継続を目指す。
- ・欧州市場でシェアを持つ大手現地体験予約サイト（OTA）への商品登録を進める。

6. 業務工程表等の作成

受託者は、業務着手時に次に掲げる書類を作成し、発注者に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表

7. 打ち合わせ協議

- (1) 業務における協議及び打ち合わせは、業務着手時及び業務完了時に行うほか、発注者が必要と認めた場合は、随時行うものとする。
- (2) 協議及び打ち合わせに関する資料は受託者が準備するものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

- (3) 協議及び打ち合わせの内容については、その都度受託者が記録簿を作成し、発注者と相互に確認するものとする。

8. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとし、すべて電子データで納品するものとする。

- (1) 委託業務完成報告書
 - (2) 事業実績報告書（委託料に係る収支明細書含む）
 - (3) 協議（打ち合わせ）記録簿
 - (4) 海女文化ストーリーコンセプトブック
 - (5) 多言語対応ガイド台本・解説ルール、B2B プロモーションキット（英語タリフ・セールスシート）、現地受入マニュアル
 - (6) FAM ツアー実施報告書、商談記録簿
 - (7) その他、発注者が必要とする報告資料、関係データ一式
- ※成果物の内容、様式については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

9. 納期

成果品の納期については、令和8年12月28日までに提出するものとする。

10. 完了検査

受託者は、本業務の完了時に発注者の実施する完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。

11. 業務遂行上の留意事項

- (1) 本業務は、発注者及び関係団体等との密接な連携及び協議に基づき遂行すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、発注者及び関係団体等との協議並びに発注者への進捗状況の報告を迅速かつ正確に行うことができる体制を整備すること。
- (3) 商品の販売基盤整備及び情報発信に当たっては、デジタル媒体や既存の旅行・交通サービスとの連携に努め、販路拡大及び利用者の利便性向上を図ること。

12. 本事業の財源

本事業は、文化庁の「日本遺産を活用した魅力ある地域づくり推進モデル事業」を活用して実施するものであるため、受託者は、事業の遂行にあたり次の事項に留意すること。

- (1) 本業務の実施実態や成果を証明する記録（実施報告書、制作物、実施状況がわかる写真等）および、志摩市との契約・請求に関する証憑書類を整理し、事業完了する日の属する年度終了後5年間（令和14年3月31日まで）、適切に保管しなければならない。また、国や市による実地調査等が行われる場合には、必要に応じてこれらの資料

の提示や説明等に協力しなければならない。

- (2) 委託費の活用に伴う各種制限（事業内容の大幅な変更等）について、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

13. その他

(1) 再委託等の制限

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者が本仕様書に定める「業務内容」または「業務遂行上の留意事項」等に反し、改善がなされない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を解除することができるものとする。

(3) 権利義務の譲渡等

受託者は、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はその限りではない。

また、受託者は委託業務に係るすべてについて、発注者の承諾を得ずに第三者へ公表し、貸与し、または使用させてはならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約の終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、志摩市個人情報保護条例（平成16年志摩市条例第9号）を遵守しなければならない。

(6) 著作権

本業務により作成された成果物の著作権等は、原則として国（文化庁）に帰属するが、使用权については契約の定めに従うものとする。

(7) 疑義等

この仕様書及び契約書に定めのない事項並びに本業務に疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受託者が誠意をもって協議し、処理するものとする。なお、受託者の一方的な解釈により処理してはならない。